

令和2年度 松戸市障害者計画推進協議会
第2回 障害者計画策定部会 議事録

日時：令和2年8月20日（木）
午後3時00分から午後5時00分まで
場所：松戸市役所 新館7階 大会議室

1 開会

2 福祉長寿部長挨拶

福祉長寿部長：皆様こんにちは、忙しい中また猛暑の中を計画策定部会にお集まりいただき誠にありがとうございます。コロナの感染拡大防止対策を講じるなか、そしてこの猛暑ということで、二つのコロナの感染症防止対策及び熱中症対策ということで、高齢者、障害者の方々にとりましても、この暑さは大変堪えているようで、見守り活動などの通常の活動ができない大変厳しい状況であり、行政としても悩んでいるところです。感染拡大をなんとしても対策を講じていかなければいけないということで、全市をあげてコロナ対策を優先課題の第一として取り組んでいるところです。来週から9月議会も始まりますが、予算を活用しての感染防止対策を検討し、上程する予定です。

今年は、総合計画を策定する年度でしたが、来年度へ先送りとなりました。しかし、この障害者計画は先送りできないということで、皆様方には大変恐縮ですが、今年委員を担っていただき、策定にご尽力いただいていることに心から感謝申し上げます。

総合計画に基づき、様々な計画がありますが、他の計画は先送りした経過があります。障害者計画と介護保険事業計画（いきいき安心プラン）については、今年度中に次期計画を策定しなければいけないということで、現在取り組んでいるところでございます。

この障害者計画策定部会におきましては本日2回目ということで、前回の会議ではたくさんのご意見をいただいたと報告を受けております。本日の会議では前回の会議で、皆様方からいただいたご意見をはじめ障害者関係団体、あるいは委託相談支援事業所、地域自立支援協議会委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて見直しをいたしまして、次期計画の施策の体系案について再度ご報告、ご説明をさせていただきたいと考えております。また計画に盛り込んだ施策の進捗状況を明確にするために、次期計画の指標につきまして前期計画から継続して設定したもの、そして新たに設定したものについて事務局案をご提示させていただきたいと考えております。

事務局が提示いたしました内容につきまして、忌憚のないご意見をいただきたいと思います。計画策定は委員の皆様のご議論があって初めて実現できるものと考えておりますので、10月の策定部会での素案確定に向け引き続きご協力の程、よろしくごお願い申し上げます。

3 議題・報告

議題1 次期計画体系（案）について

大野部会長：それでは、次第にそって、議事を進めてまいります。まず、「議題1、次期計画体系（案）について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議題1 次期計画体系案についてご説明いたします。お手元に資料1-1、1-2、1-3をご用意ください。

はじめに資料1-1をご覧ください。

こちらは前回会議開催後の計画策定に向けた取り組み状況についてまとめたものです。

1 ページをご覧ください。

1. に記載のとおり、障害福祉サービス事業所と事業所を運営している法人に対して、アンケート調査を実施しました。

調査対象者数や回収率は記載のとおりでございます。

今後こちらの調査結果につきましては、障害福祉計画等における現状と課題の分析に活用していく予定でございます。

次に1 ページ下、2. に記載の通り、障害者関係団体の皆様から、ご意見を頂戴するためのヒアリング調査を実施しました。

今年度におきましては、新型コロナウイルスの感染防止を考慮し、書面での意見聴取とし、面談を希望した4 団体に対し、ヒアリングを実施しました。

対象団体は2 ページに記載のとおりでございます。

次に3 ページをご覧ください。3. および4. において、委託相談支援事業所、地域自立支援協議会委員の皆様に対して、書面にて意見聴取を実施しました。

対象事業所と協議会委員名簿は4 ページに記載のとおりでございます。

次に資料1-2をご覧ください。

こちらは今、ご報告しましたとおり、計画策定部会の委員の皆様を始め、様々な関係団体の皆様から頂戴しましたご意見を踏まえ、前回会議にてご提示させていただきました計画体系について、見直しを行ったものでございます。

表の一番左から、「国・市の方針」、その隣が前回会議にて委員の皆様から頂戴したご意見を抜粋したもの、その次が障害者関係団体からのご意見、委託相談支援事業所からのご意見、地域自立支援協議会からのご意見を計画の施策体系ごとにまとめて記載をいたしました。

真ん中少し右からは、前回会議にて提示しました計画の施策体系図、一番右側が、皆様から頂戴したご意見を踏まえ修正を加えた次期計画の施策体系（案）でございます。

赤い太枠で囲っている施策が重点施策となっております。

皆様から頂戴したご意見を踏まえ、大きく変更した点は、3点でございます。

1点目は、体系図で、緑色で色付けしております、第1節「4 地域強制社会の実現に向けた取り組み」を第4節の「2 障害福祉サービスの充実」と「4 相談支援体制の充実」に振り分けた点でございます。

後ほど資料1-3にて詳しくご説明いたしますが、第1節の重点施策としていた「地域共生社会の実現」というテーマについては、計画全体の目指す姿といたしました。

2点目は「地域共生社会の実現」を計画全体の目指す姿としたかわりに、前回会議にて委員の皆様よりご意見を頂戴しましたとおり、第1節「3 権利擁護体制の確立」を重点施策といたしました。

3点目に、ご意見を多く頂戴しておりました感染症対策につきましては、第5節にて「2 防犯・防災及び感染症対策」として追加をいたしました。

その他、施策の名称と具体的な取り組み（案）について、修正を加えた部分は、赤字で記載をしたとおりでございます。

続きまして資料1-3をご覧ください。

こちらは次期計画の全体像です。

基本理念、将来像、基本目標につきましては、第2次障害者計画を踏襲することを前回お伝えしておりました。

しかしながら、前回会議にて議長よりご指摘いただきましたとおり、「地域共生社会の実現」というテーマは、今後の障害福祉施策の展開において、計画体系に示された施策を、ひとつひとつ取り組んでいくことによって実現できる姿であるという観点から、計画全体の目指す姿として、修正をいたしました。

具体的には記載のとおりでございますが、将来像のサブタイトルを「障害のある人もない人も」住み続けたいまち・まつど”をめざして”から「地域共生社会の実現をめざして」に変更いたしました。

基本目標（1）につきましても、「社会の実現」から「地域共生社会の実現」に変更いたしました。

最後に、本日は皆様に、関係団体等から頂戴した意見をまとめた冊子を参考資料として配布させていただきます。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

大野部会長：ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見はございますか。なお、ご発言の際には、挙手をして、名前をおっしゃってから、ご発言くださいますようお願いいたします。それでは活発な討議をお願いいたします。

湯浅委員：障害のある子どもを育てていると、一人では抱えきれないいろいろな悩みがあります。私は周りの保護者の方にも声かけをして、座談会のようなものを開催しています。1年ぐらい経ちますがそこでお話をする保護者の方のお子さんの障害種別は様々です。私の子どものように重度の子もいれば軽度の子もいるので、障害特性からくる悩みや不安に違いがありますが、やはり共通するものもあります。それは私たち親が避けてはとおれない「親亡き後の問題」です。

この問題は高齢の親が亡くなったあとということだけではなく、私たち子育て世代にも関係していると考えています。例えばこの会議の後、私が交通事故にあって、明日から子どもの世話ができなくなるかもしれないです。そのようなことは誰にでも起こりうることでと考えています。親亡き後についての問題を盛り込むような施策を考えていただきたいと思っています。例えば成年後見人を充実させるだけでなく、もっと複合的に考えていただきたいです。例えばこの資料1-2ですが、ライフサポートファイル、私もとても便利で活用しているのですが、ここに親亡き後の視点を入れるとすると、障害がある人が病気になった時、直面する問題として、余命の宣告や延命治療といった終末期医療が絡んでくると考えています。私も主治医に言われたことがあるのですが、障害や認知があって意思が表明できない場合は、家族が判断するしかありません。医師はその判断にそって、治療するしかないと言われたことがあります。もちろん親が元気なうちはそれでよいと思うのですが、亡くなった後残された家族は、荷が重い、負担がかかることだと考えています。そういった終末期医療についての記載をライフサポートファイルにあってもよいのではないかと考えています。

あと1点は、資料1-2重点課題の中の「相談支援体制の充実」に、親亡き後の視点を入れるとなると、親の思いを残すと言う意味では、遺言書の作成も重要だと考えています。その周知を図ることもよりよいのではないかと考えています。

私たち障害児の親の不安解消や精神的な支えになるようなものをつくっていただきたいと考

えています。
よろしくお願ひいたします。

大野部会長：貴重なご意見ありがとうございました。他にご意見がありましたらお願ひいたします。

山岡委員：今ご意見がありましたライフサポートファイルについてですが、私が所属している松戸市手をつなぐ育成会では、来年度 60 周年を迎えるということで、その記念にサポートファイルを作成いたしました。今印刷に発注する段階にきております。そちらの方には、先ほどご意見があった終末期医療についての判断について記載する部分や財産をどうするか亡くなった後のお墓についてなど、生まれてから亡くなるまでのことについて、親が記載できるように、以前はノート型で作成していましたが、ノートの場合は差替えができないということで、今回は A4 サイズのファイルにして、親が書き換えて差替え可能な使いやすいようなファイルを作成しましたので、完成しましたら、障害福祉課にもご挨拶に伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

大野部会長：ありがとうございました。今のお二人からのご意見について事務局より何かございませうでしょうか。

事務局：貴重なご意見ありがとうございました。ライフサポートファイルの内容については、今後、障害福祉課の方でも様々のご意見をいただいて、参考にして変更していきたいと考えております。貴重なご意見ありがとうございました。

大野部会長：ありがとうございました。その他ご意見ございませうか。

岩橋委員：第 1 節について、「権利擁護の推進」というところから、重点施策にするということもあり、「権利擁護体制の確立」に施策の位置付けも変わっていると思うのですが、権利擁護の実現を下支えするのが体制であり、言葉のイメージとしては後退した感じがありますが、このあたりについてはどのようにお考えになるかお聞かせいただきたいと思ひます。

第 5 節 2 で「感染症対策の推進」ということで、標記が加わっておりますが、前回の計画を策定するときも、感染症がこれほど広がるということは想像もしていなかったと思ひますが、次の計画までに、想定できないことが起こりうるのではないかと考えたときに、感染症も含めたあらゆる危機に対応していくというような考え方に意識づけしていくことが必要ではないかと思ひますので、あえて言葉を付け加えると「感染症”等”」と少し表現を膨らませてもよいのかと思ひます。

大野部会長：ありがとうございました。

事務局：「感染症”等”」については、今後様々なことが考えられますので”等”ということで、検討させていただきます。「権利擁護体制の確立」については、文言の表現等については部会長ともに検討させていただきます。

大野部会長：ありがとうございました。他ご意見いただければと思ひます。

資料 1-3 地域共生社会が重点項目ではなくて、将来像や基本目標の中に入ったということに

なります。わがごと丸ごとから始まって、「地域共生社会」という言葉が叫ばれ続け、松戸市役所も地域共生課ができたというところまではきたのですが、それではどうするのかということが、これから確立されていくというところになっていくので、将来像のところには地域共生社会が盛り込んであるということですが、この表現については個人的にはよいと思うのですが、資料1-3でご意見はございますでしょうか。

将来像のところのサブタイトルが変わったということですよ。前回のサブタイトルがすごくキャッチーなタイトルだったので、これでよろしいかということですが、いかがでしょうか。

(特になし)

大野部会長：ありがとうございました。

議題2、次期計画の指標（案）及び構成（案）について

大野部会長：続きまして、「議題2、次期計画の指標（案）及び構成（案）」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議題2「次期計画の指標（案）及び構成（案）」についてご説明いたします。

お手元の資料2-1をご覧ください。

こちらは議題1にて障害福祉課長より説明がありました次期計画の体系（案）を施策ごとに指標等をまとめた表でございます。

左側から次期計画の体系（案）、各施策の目指す姿、その目指す姿への指標、そしてその現状と目標値、目標値の設定、そして一番右側が、現行の計画の指標です。

黄色で色付けしておりますところは、現行の計画の指標から変更した部分です。

赤色で色付けしておりますところは、次期計画の体系（案）の新施策から新規で設定した指標です。

青色で色付けしておりますところは、現行の計画では、指標を複数設けていたものを1つに絞った部分です。

指標の列にある●印は、施策ごとの指標になります。

施策ごとに指標を設けておりますが、第4節「3生活の安定のための支援」につきましては、現行の計画同様に目指す姿が経済的基盤の安定という観点から指標設定が困難なため指標を設けておりません。

また、1つの施策に対し、1つの指標とし、その他に施策の進捗状況をより明確にするために参考指標を設定いたしました。

それでは各施策の中から五つの重点施策の指標についてご説明いたします。

まず、第1節、項目3「権利擁護体制の確立」では、目指す姿を「障害のある人に対する差別・偏見をなくします。また判断能力が不十分であるため、意思決定が困難であっても、その人らしい生活が送れるようにします」とし、指標を市民アンケートで「障害のある人に対する差別・偏見があると思う」と回答した20歳代の人の割合としておりましたが、年齢に関わらず差別・偏見があってはならないことから見直しを行い、市民アンケートの「障害のある人に対する差別・偏見がある」と回答した人の割合としました。

また参考指標として市民アンケートでの「成年後見を知っている」・「合理的配慮を知って

いる」・「障害者虐待防止・差別相談センターを知っている」と回答した人の割合としました。現状と目標値は記載のとおりです。

次に、第2節、項目4「医療的ケア児等の支援体制の整備」では、目指す姿を「医療的ケア児者等に対する支援体制を構築し、医療的ケア児者等が在宅で安心して生活できるようにします」とし、指標を医療的ケア児の支援のための連携推進会議において実施しております事業所調査において、「医療的ケアを実施している」と回答した事業所の割合といたしました。

目標値の設定の根拠としましては、令和元年度に喀痰吸引研修を修了し、補助金申請のあった事業所数が3事業所のため、同水準での増加を目標とし、現状値21事業所のところ目標値を24事業所といたしました。

次に、第3節、項目1「障害のある人への就労の支援」では、目指す姿を「障害があっても、地域で生きがいを持って自立して生活できるようにします」とし、指標を現行計画から継続して「松戸市内の法定雇用率達成企業割合」といたしました。

法律上定められた雇用率であるため、目標値を100%と設定しております。

また、参考指標として現行計画では「松戸市役所の障害者の雇用率」としておりましたが、次期計画では、障害福祉計画の成果目標値に合わせ、「3年間の福祉施設から一般就労した人数」といたしました。

次に、第4節、項目4「相談支援体制の充実」では、目指す姿を「地域の中ですべての人が、個人として尊重され、自立した生活が送れるよう、相談体制を充実させます」とし、指標を市民アンケートで「基幹相談支援センターを知っている」並びに「ふれあい相談室を知っている」と回答した人の割合の2つを指標としておりましたが、1つの施策に対し、1つの指標と考え、「基幹相談支援センターを知っている」と回答した人の割合にいたしました。

次に第5節、項目2「防犯・防災及び感染症対策の推進」では、目指す姿を「誰もが安全で安心して暮らせるよう、地域の防犯の体制や地域住民との連携がとれるようにします」とし、実際の地域での防災訓練や避難誘導體制の整備につなげていくことが重要と考え、指標を現行計画の「安全安心メールの登録者数」から「避難行動要支援者名簿を貸出件数」と見直しました。

目標値としては、現状値の103件より少ない100件になっておりますが、現状値の成果が非常に高いため、現状を維持することを目標と設定しております。

また、現行計画の指標「安全安心メールの登録者数」を参考指標といたしました。

以上が重点施策の指標等になりますが、その他の施策の指標等については記載とおりでございます。

続きまして、資料2-2をご覧ください。

こちらは第3次松戸市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の計画書構成（案）です。

内容等につきましては現在作成中です。

委員の皆様にも少しでもイメージが付きやすいように冊子にして今回お配りしております。

ここで委員の皆様には31ページの第4章施策の体系の原稿レイアウトについて、ご意見を頂戴したいと考えております。

まず、「めざす将来像」、「現状と課題」、そして32ページをご覧ください。

「目標値」、「具体的な取り組み」、続きまして33ページをご覧ください。「具体的な行動」という流れになっております。

「目指す将来像」には、各施策に対し、目指す姿を記載いたします。

「現状と課題」につきまして、市民アンケート調査や関係団体等の意見、事業所アンケート

調査を分析し、記載する予定であります。

「目標値」につきましては、資料2-1においてご提示いたしました指標を記載いたします。「具体的な取り組み」につきましては、関係部署で取り組んでいる具体的な事業について記載することを考えております。

また、「具体的な行動」については、見直しを行っており、現行計画では「障害のある人」としておりましたが、「障害のある人」と「ご家族」に変更しております。

障害のある人だけでなく、医療的ケア児者や重症心身障害児者など、介護を行うご家族に対する支援も必要なのではというご指摘があったことから、追加したものです。

ご提示した記載内容、記載の順番等も含めて、忌憚のないご意見を頂戴できればと考えております。

最後に、資料2-3をご覧ください。

こちらは、国が定める障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る成果目標及び活動指標についての新旧対照表になります。

障害福祉計画については、資料2-3のような国から具体的な数値目標が示されるので、これに対し、目標値を設定しております。

具体的には資料2-2構成（案）の第5章35ページをご覧ください。

作成中ではございますが、令和元年度末実績をもとに、国から示された新しい成果目標及び活動指標にそって障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定を進めてまいります。

大野部会長：ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご意見等々ございましたら発言をお願いいたします。

藤内副部会長：資料2-1の指標の検討の部分で、第1節で「障害者虐待防止・差別相談センターを知っている」ということと、第4節で「基幹相談支援センターを知っている」と書いてあるが、相談の内容によって2つ別々に分けてあるのでしょうか、権利擁護の関係で分けてあるのかと思うのですが、なぜ分けてあるのでしょうか。

大野部会長：事務局説明をお願いいたします。

事務局：ご意見ありがとうございます。第1節の方で権利擁護と言う形で、「障害者虐待防止、差別相談センター」として特だした形になっています。現在、基幹相談支援センターについては、基幹相談支援センターC o C oをお願いしていますが、市内には3圏域ありますので、今後、各圏域における基幹相談支援センターの在り方について検討もしていかなければいけない時期にきているので、第4節の方では「基幹相談支援センターを知っているか」という指標を出させていただいた形になっています。

藤内副部会長：虐待防止、差別相談センターをなくすというか、基幹相談支援センターの中に組み込んでしまうという予定なんですか。

事務局：なくすということは考えておりません。虐待・差別につきましては、現在ある矢切の基幹相談支援センターで、基幹相談支援センターC o C oの業務の一部としてやっていますが、今回はそちらを特だした形であり、市内では一か所、今後も続けていく予定にはなっておりません。基幹相談支援センターとは別に考えていただければと思います。

大野部会長：センターという言葉が2つ出てきて、それぞれ別でやるということですね。他ご意見ありましたらお願いします。

滝本委員：これを読ませていただいたときに一番感じたことは、この施策を実行していくためには市民が知識を持って、関心をもってもらうことが一番であると思っております。どんな素晴らしい施策をつくっても、市民が知らなければ意味がないです。今の説明の内容などをどのようにして、市民の方に知らせていただいて、問題意識を持ってもらうことが、解決のための第一歩だと思います。関心はもっているかもしれないが、具体的な形として行動するためには、どの市民にPRをして、どういうことをどこまでやっていただけると言うことを示しておいたほうが、よいような気がします。

このような施設やセンターをつくっても、このようなセンターを必要としている方には市の方から広報などで周知されると思いますが、日々の生活に関係の薄い方たちには、もう少し優しくPRできるものがないのかなと思いました。市民の日常生活に直接自分には関係ないのだけれども、なんらかの形でインプットしておいてもらい、何かあった場合にお手伝いしていただけたらというようにもっていけるとよいのかなと感じます。よく言われるのですが、バスの運転手が車椅子の方を残して行ってしまったということがありましたが、バスの運転手さんも意識として持っていて、実際に遭遇すると運転手さんも責任があるので遅れてはいけない等があるので、市が運転手さんへの教育ができるのかはまた別の話ですが、市民意識をどのように高めていくかです。

大野部会長：今の話は大変重要なお話で、施策で言えば「市民意識の醸成」になってくるが、そこがないと計画を立てても砂上楼阁になってしまうので、そこをどう土台を固めていくかという表現が適切かわかりませんが、耕していくかということなので、例えば、前回の計画策定の時は、この計画を市民の皆さんにあまり公表されなかったもので、これだけITが進んだ中でホームページにPDFを載せる程度のことではできると思っていますので、どんどん発信していくということをどのようにお考えかということだと思いますが、いかがでしょうか。

事務局：貴重なご意見ありがとうございます。現在、松戸市の方でもホームページを通じて、SNS、ユーチューブなどいろいろなアイテムを使いながら、市民にわかりやすいような形で、発信しているところではございます。また、こちらの計画についてもホームページには掲載することにはなると思いますが、それ以外の具体的な案はすぐ出ませんが、市民の目に触れるような形でどんどん発信していければと考えております。またいろいろなご意見やアイデアなどがございましたら、障害福祉課に教えていただければそちらを取り入れながら、皆さんと共に発信していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

大野部会長：ありがとうございました。

滝本委員：今のご説明はその通りだと思います。10万円の給付が出た時に、ある市では担当の職員と、社会福祉協議会の職員と、ボランティアの三者がチームを組んで、一人暮らしの高齢者の方の家を回った時に、10万円の給付金を知らない人がものすごくいました。例えばホームページなどで公表しても、ご高齢の方は見ないので、もう一歩進んだ優しくわかりやすいPR方法も同時に考えていただきたいです。

大野部会長：いわゆる情報格差については、障害に限らず、高齢、貧困などでも必ず出てくる問題なので、その点はぜひご検討いただきたいです。他皆様ご意見頂戴したいと思います。

藤内副部会長：今の障害者計画の広め方ということなのですが、小中学校への出前講座というのは、どこか具体的に入っていますか。子どものほうが障害者の人に対し、シビアなので、学校に行って、考えて行動するとか、手助けをするといった出前講座を計画していくと、ホームページなどだけではなく、下の方からだんだん広がっていくのかと思うので、こういったことを考えていらっしゃるのでしょうか。

大野部会長：今の質問に加えて、実際に出前講座をやっているかも含めてご回答をお願いします。

事務局：小中学校だけでなく各町会から、福祉の制度について教えてほしいなどで出前講座に出向くこともあります。また、地域共生社会を目指してという大きなくくりで今回挙げさせていただきましたので、障害だけに特化するのではなく、横のつながり、高齢者、介護また児童などと各施策を連携しながら、今後とも障害についても横のつながりの中でアピールできればと考えております。先程のSNS等だけでは、それらを使用していない人も多いというご意見もありますので、そこにつきましては各町会や民生委員さんとのつながりを持ちながら、広めていければと考えています。

大野部会長：出前講座に限ったことではないのですが、行政側が地域に出向くということが地域共生社会の核の一つであると思います。実際、共助という言葉が生まれてから、それらがポイントになってくると思います。本計画は障害の計画ですが、市から地域に誰かが出向き「市役所はこのようなことをしているのだ」というアピールをしていかないと、行政と住民の支え合いは生まれてこないです。このことは本来、地域福祉計画でやらなければいけないが、障害者計画においても率先して行っていただきたいです。他いかがでしょうか。

湯浅委員：資料2-1の「第2節3特別支援教育等の充実」に関して、保護者から聞いた話ではあるんですが、あるお子さんが24時間テレビを観るとお腹が痛くなるそうです。その子さんはいわゆる健常児と言われる普通の子どもさんですが、保育園や小学校で普通の子としか接したことがないので、テレビとはいえ障害のある人と接すると、理解ができなくて体に不調が出てくるということでした。特別支援と言う名のもと障害のある子とない子を分けるというのではなく、物理的に一緒にするというのが「充実」に繋がると思っています。ぜひこの点も検討していただきたいと思います。

大野部会長：ありがとうございました。いわゆるスペシャルエデュケーションからインクルーシブエデュケーションへの展開で、昔の言い方と言う統合学級・教育を推進していくというところと、一方で障害がある方への教育的支援というところを考えると、スペシャルエデュケーションの部分も残しておかなければいけない部分が必ずあるというのが教育関係者の考え方にはあるというところではあります。

どんな対応もできるという意味で100%を目指すということであれば、これは適切な目標だと思うのですが、ただ、委員がおっしゃった、昔でいうところの統合教育を否定して、すべてスペシャルエデュケーションでいくということであれば、差別が差別を生むことになるので、そ

のあたりの書きぶり、考え方を示していく必要があると思います。これは障害福祉課だけでなく教育委員会も含めての検討になるので、横断的にできるものでしょうか。

事務局：障害のほうの思いだけで、教育委員会も歩調を合わせてということになるかどうかは見えてこないところがあります。いただいたご意見を踏まえ教育委員会と協議をしていければと思います。

大野部会長：ありがとうございます。他ご意見いかがでしょうか。

今成委員：31 ページのところ、どれくらいのボリュームでどのように表現するかということが大事になってくるのかと思うのと、注目したいところは現状と課題をいかに皆さんにわかりやすく、キーワードを漏らさず、例えば市民アンケートにしても、関係団体のヒアリング等についても、貴重なご意見がいろいろ出ているので、これをどこまで細かく載せるかきちんと整理して、先程のご意見の、市民の方にわかりやすく、関心をもってもらえるのかということが重要になってくると思うので、障害分野に特化する形でやっていく時代ではなく、まさに地域共生社会そのものだと思うのですが、誰でもいつでも我が事になりうるということ、例えば高齢化や引きこもりの問題にせよ、特に障害の方でも高齢化していく、あるいは、引きこもりの方の中には障害を抱えていたり疑われる方が少なくありません。一般的な視点で、キーワードとして、イメージつきやすい視点から、障害分野に切り込んでいく中で、現状の課題を明確にして、施策につなげていっていただきたいです。

大野部会長：ありがとうございます。

事務局：ありがとうございます。現状と課題について、皆様からのご意見、市民アンケートなどから、たくさんご意見をいただいておりますので、市民の皆さんにわかりやすいように、どのキーワードも漏らさず、整理したものを、委員の皆様にもう一度確認していただきたいと思いますので、ご協力をお願いします。

大野部会長：31 ページから 33 ページまでは、このような形でよろしいでしょうか。障害のある人と家族、地域住民、行政が具体的な行動、やれることという意味でこのように書いてあります。気にしなければいけないことは、目標値にあわせて現状と課題を書くということではなく、現状と課題があつてからの目標値なので、順番を間違えないようにしなければいけません。この点あるいは他の点でも構わないのですがご意見があればお願いします。

岩橋委員：指標の話に戻って恐縮なんですけど、先程、指標の「第1節1 市民意識の醸成」の部分で、関心という話がありましたが、現在の指標が、「障害のある人とふれあう機会がある」と回答した人の割合になっていますが、現行の計画から差別・偏見があると思うということが、権利擁護に移ったということもあり、新しく指標として設定されたものと理解していますが、アンケート調査をみますと、「触れ合う機会がある」と回答した人のきっかけは、身近に障害がある人がいるケースが多く、例えば、日常の生活の中で、障害者の方とふれあうとか、自分から能動的に接していくという回答が少なかったということがあると思います。そういう意味では、ふれあう機会が「ある・なし」ではなく、「関心がある・ない」を指標の目標に設定してはどうでしょうか。ただ、現在のアンケート調査では「関心がある・ない」の設問がない

め、現状値が設定できないので比較対象の設定がしづらいということがあると思いますが、やはり「関心がある・ない」ということは重大なことだと思うので、指標の再設定も含めて検討してはどうでしょうか。

また、「第1節3 権利擁護体制の確立」の部分の指標について、障害のある人への差別・偏見があると思うと回答した人の割合ということですが、これは、障害者手帳を所持していない人を対象としたアンケート調査の結果だと理解しているのですが、障害がある人とふれあう機会があまりない人も含めた回答で、そういう方々に聞いた、偏見のあるなしというのが、どれだけ実態を反映しているのかということが疑問に思います。障害児者のアンケート調査で、差別・偏見を受けたことがある・ないという設問があると思いますが、そこには「特になし」という選択肢もあります。ですから、当事者の方に聞いて、差別・偏見がないと回答する方が、理想的には100%になるように指標を設定するという方が、むしろ指標としては、有効ではないかと感じます。その2点について検討いただければと思います。

大野部会長：ありがとうございました。私も目から鱗でした。視点、ポジションの違いで、どうしても、私たちの視点からになりがちです。今の岩橋委員のご意見を参考にいただければと思います。今の時点で何か事務局からありますか。

事務局：この場ですぐ変更内容についてお答えすることはできませんが、今後のどのようなアンケートを行うかということもありますが、委員の貴重な意見を賜りましたので、こちらの方で検討させていただきたいと思います。

大野部会長：ありがとうございました。他はいかがでしょうか。

滝本委員：関心を持つ人というのは、身近に障害者の方がいるということだと思いますが、関心がない人にどのようにアプローチしていくかがポイントだと思います。資料1-2 自立支援協議会委員の意見として、「市内には特別支援学校やこども発達センターがあり、幼少の頃から障害児者と接する機会が限定されている」と書いてあります。これは素直に読むと自分たちで抱え込んでシャットアウトしているのか、そこで生活の面倒を全部みってくれるからなのか、そのあたりがわからなかったが、「機会が限定されている」とはどういうことなのか、どこで機会を限定してしまっているのか、学校側なのか一般市民なのかです。

事務局：要約させていただいたものを掲載しています。これのもととなるものは、参考資料として22ページに掲載しているアンケートの意見抜粋したものです。この中では小さい頃から、障害者と接する機会が限定されてしまっているのかなど、市内には特別支援学校が3校あり、そちらに通う子どもがいて、また発達センターに障害をお持ちの方が通っているということで、一般の児童と障害をお持ちの方が、一つの教室の中でふれあうということとは、また別の空間が存在するというので、機会が限定されているというように感じると表現されたのではないかと思います。

滝本委員：近所に特別支援学校があり、年に1回文化祭が開かれているが、私たちには案内がないです。地域住民に対しても学校をPRする機会でもあるので、学校側でも町会等に案内して、参加していただくようにしてもよいのではないのでしょうか。柏の学校ではやっています。学校を知ってもらい、地域住民のなかに私たちもいるということで、共通するものを何か持ってもら

った方が、地域住民もサポートしやすいし、学校のPRにもなると思います。

大野部会長：実際、特別支援学校が実施する文化祭や各種行事に、地域の方を招いているということはあるのか、状況をご存知の方がいれば、委員の方も含めて教えていただきたいです。

湯浅委員：こども発達センターでは（保護者が主催で）年に1回、家族祭りというものがありますが、そこに通う子どもとその家族だけです。そのときの理由というのは、外部の方を入れるには手続き的に大変であると聞いたことがあります。それが学校になるとどうかわからないですが、障害特性に配慮しているなど、いきなりふらっと行けるような形ではないと聞いたことがあります。

滝本委員：そういう理由があるなら仕方ないが、一方でそういったことをやっている学校もありますので。小中学校で運動会の練習をすると「うるさい」といわれることがあるので、そうしたことも関係しているのではないかと思う部分もありますが、そうすると別の話になりますが、折角学校があるので、ふれあう機会はあると思うのですが。

事務局：地域住民ということではないのですが、前回お配りした松戸市障害者計画進行管理表で29年度から31年度までの結果を載せたものの中に、教育委員会指導課の記載の中で、特別支援学校・学級との交流及び共同学習という形で学校間での交流のことは書かれています。ただ、地域の住民の方々との交流というところまで把握していないので回答できません。

滝本委員：交流ということで機会をつくりますということではなく、学校もPRも一緒にやったほうがよいのかと思いました。

大野部会長：ありがとうございます。教育関係に勤めていますので、学校側からすると防犯が一番になってしまうというところがあります。どのような方を入れるかということになった時に、原則、関係者以外入れないとすれば運営的に楽です。また、現状でいえば、コロナのこともあり、来訪者を制限するという観点があると思います。本来の意味からすると、多くしていき、社会福祉関係については社会化ということが重要ではありますが、教育関係ではなかなか難しいということがあるが、委員のおっしゃる通り進めていかなければいけないという点があります。

今成委員：特別支援学校によっては開かれた学校づくりというのを会議体にして設けており、定期的に特別支援学校の中で話し合いを行っています。ただ、市民レベルまで開くかということになると、諸事情があつて。ただ、教育分野に限らず、医療分野、PTA、福祉関係者など、分野をまたいだ形で、そういったところから開かれた学校を目指していこうと具体的な取り組みをしている特別支援学校があるということは聞いています。

大野部会長：ありがとうございます。貴重なご意見、多数お出しいただきました。有意義な協議ができたと思います。心から御礼申し上げます。今出せなかった意見については、紙でお出しできるシステムがありますので、後ほど事務局より説明をお願いします。

会議もあと1回ありますので、今後も皆様のご協力をお願いして、本日の議事はこれにて終了します。

進行は事務局にお返しします。

事務局：大野議長、委員の皆様、ありがとうございました。本日、委員の皆様より頂戴いたしましたご意見につきましては、今後、事務局でもみまして、議長と相談のうえ、次回会議で報告させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。